

1.2 電子債権記録機関関係

電子債権記録機関の監督上の評価項目	2
I-1 経営管理（ガバナンス）	2
I-1-1 反社会的勢力による被害の防止	2
I-1-1-1 電子債権記録機関のコンプライアンスにとっての意義	2
I-1-1-2 主な着眼点	3
I-1-1-3 監督手法・対応	4
I-2 業務の適切性	4
I-2-1 本人確認、疑わしい取引の届出	4
I-2-2 利用者保護等	6
I-2-2-1 業務規程の周知等	6
I-2-2-2 差別的取扱いの禁止	7
I-2-2-3 同期的管理に係る取扱い	7
I-2-2-4 その他	8
I-2-3 利用者情報管理	8
I-2-3-1 基本的考え方	8
I-2-3-2 主な着眼点	8
I-2-4 電子債権記録機関の業務範囲等	10
I-2-4-1 基本的考え方	10
I-2-4-2 「附帯業」の取扱い	10
I-2-5 電子債権記録業の外部委託について	10
I-2-5-1 基本的考え方	10
I-2-5-2 主な着眼点	11
I-2-6 システムリスク	11
I-2-6-1 意義	11
I-2-6-2 主な着眼点	12
電子債権記録機関監督に係る事務処理上の留意点	13
II-1 指定申請に係る事務処理	13
II-1-1 指定の審査に当たっての留意点	13
II-1-2 人的構成に関する審査	14
II-2 行政処分を行う際の留意点	14
II-2-1 行政処分の基準	14
II-2-2 行政手続法等との関係等	16
II-2-3 意見交換制度	17
II-2-4 不利益処分の公表に関する考え方	17

電子債権記録機関の監督上の評価項目

－1 経営管理（ガバナンス）

－1－1 反社会的勢力による被害の防止

－1－1－1 電子債権記録機関のコンプライアンスにとっての意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任の観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む電子債権記録機関においては、電子債権記録機関自身や役職員のみならず、利用者等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を電子債権記録業から排除していくことが求められる。

もとより電子債権記録機関として公共の信頼を維持し、業務の適正な運営を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「反社被害防止指針」という。）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって電子債権記録機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）

反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

－1－1－2 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば、以下の点に留意するものとする。

(1) 経営陣は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくため、反社被害防止指針の内容を踏まえた社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の必要な態勢を構築しているか。

(2) 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組を行うこととしているか。

適切な事前審査を実施するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること

定期的に自社株の取引状況を確認するなど、株主の管理を適切に行うこと
いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと

(3) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。
反社会的勢力による不当要求がなされた場合に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し、担当部署を支援する体制となっているか。

反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により、取引先の審査や当該電子債権記録機関における株主の属性判断等を行う際に、当該情報を活用する体制となっているか。

反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築しておくことで、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに所轄警察に通報する体制となっているか。

(4) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任

せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。

反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと

積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに所轄警察に通報を行うこと

あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと

(5) 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

－1－3 監督手法・対応

検査結果、事故報告書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があり、電子記録債権業の業務を公正・中立的に行うことに支障を生じる恐れがあると思われる場合には、必要に応じて電子記録債権法（平成19年法律第102号。以下「法」という。）第73条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められる場合には、法第74条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。業務改善命令を発出してもなお、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係の解消に向けた適切な対応が図られない場合には、法第75条第1項に基づく厳正な処分について検討するものとする。

－2 業務の適切性

－2－1 本人確認、疑わしい取引の届出

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。電子債権記録機関の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

犯収法に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。

イ. 社内規則等において、本人確認を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、そ

の理解が十分に図られているか。

ロ. 本人確認を行うに当たって、生年月日や住所等の利用者の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。利用者に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

また、利用者から取得した本人確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。

ハ. 電子債権記録機関が過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりますしている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、電子債権記録機関の利用者の本人確認について再確認が行われているか。

二. 利用者の本人確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。

ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策に関する知識・経験を勘案した選考が行われているか。

ヘ. 役職員に対して、本人確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

ト. 本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。

犯収法に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢が整備されているか。

イ. 社内規則等において、「疑わしい取引の届出」を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

ロ. 「疑わしい取引」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。

ハ. 「疑わしい取引の届出」に該当するか否かの判断を行うに当たって、電子債権記録機関が取得した本人確認情報、取引時の状況その他電子債権記録機関が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

二. 「疑わしい取引」の判断に当たって、電子債権記録機関の業務内容、業容、利用者の属性が考慮されているか。

ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策に関する知識・経験を勘案した選考が行われているか。

ヘ. 役職員に対して、「疑わしい取引の届出」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

ト. 「疑わしい取引の届出」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。

本人確認と「疑わしい取引の届出」が相互に関連性を有していることを十分に

認識し、本人確認の的確な実施により利用者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び利用者の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「疑わしい取引の届出」が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。

（2）監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて把握された本人確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第73条第1項に基づき報告書を徴収することにより、電子債権記録機関における自主的な業務改善状況を把握することとする。

さらに、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、電子債権記録機関に対し、法第74条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。

さらに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反行為が認められるときには、法第75条第1項に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は－2による）。

（注）本人確認の取り扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。

－2－2 利用者保護等

－2－2－1 業務規程の周知等

電子記録債権制度の具体的な運用は、法令だけでなく電子債権記録機関の定める業務規程にも規律されることとなる。例えば、電子記録債権に記録できる事項や電子債権記録機関と利用者との業務上のやり取り等は業務規程によって規律されることとなるため、電子記録債権の利用方法や利用実態を把握するためには業務規程に対する理解が不可欠となる。よって、利用者保護の観点から、電子記録債権制度の特色や電子債権記録機関の業務規程が事前に利用者に周知された上で利用されるようにするなど、適切な措置を講じなければならない。

電子記録債権制度については、電子記録債権の譲渡において民法等の特則としての善意取得（法第19条）や人的抗弁の切断（法第20条）の規定が設けられるなど、電子記録債権にかかる取引の安全が保護されている一方で、消費者等（ ）である利用者に対しては、これらの規定が適用されない等、消費者保護にも配慮した制度設計になっていることを踏まえ、利用者の中に消費者等が含まれる場合には、必要に応じ、業務規程やその概要等のホームページへの掲載、取引に関するリスク等の周知等のための措置が講じられていることが必要である。

（ ）善意取得等の規定が適用されない者には、消費者に加え、個人事業者である旨の記録をしていない個人も含まれる。なお、消費者とは、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く個人）をいう。

また、電子記録債権は、電子的な活用が期待されているものである一方、ＩＴに関する知識・能力の水準は利用者により異なるため、電子債権記録機関が対象とする利用者の属性に照らし、例えば、利用者により簡単に操作ができるインターフェイスを構築する、電子的手段以外での請求も行えるようにする窓口を開設するなど、利用者のＩＴ環境への配慮のための措置が講じられていることが必要である。

－2－2－2 差別的取扱いの禁止

電子記録債権の発生等の効力は、記録原簿の記録によって生じるものであり、その記録原簿を管理する電子債権記録機関については、業務を公正に行うことより信頼性を確保することが極めて重要であることから、電子債権記録機関は、正当な理由なく、例えば、属性が同一の者にもかかわらず、恣意的に利用を拒んだり、手数料を違えたりするなど、利用者に対して差別的取扱いを行ってはならない。

ただし、業務を適正かつ確実に遂行するためには、一定の者に利用を制限せざるを得ない場合も考えられ、例えば、電子債権記録機関が提供するサービス内容、利用者の属性等を踏まえ、利用者に対し一定のセキュリティ等を確保するための要件を課すこと、業務規程に基づき取扱範囲外として利用を拒むこと等がある。その他に差別的取扱いに当たらない例として、手数料について適正な需要予測等に基づき一部の利用者に割引を行うなどの差を設けることなどがあり、これらは、正当な理由に基づくものと考えられる。

－2－2－3 同期的管理に係る取扱い

債務者が支払を行ったとしても、債権者の対応如何では、債権が譲渡され、債務者に二重払いの危険が生じたり、債務者が支払完了の事実を立証する責任を負ったりすることとなる可能性がある。

そこで、支払と支払等記録とをできるだけ同時のタイミングで行うことを確保するため、電子債権記録機関、債務者、銀行等の契約に基づき、銀行等が電子債権記録機関から提供を受けた支払期日などの情報をもとに債務者口座から債権者口座に対する払込みの取扱いをするとともに、銀行等から債務の全額について支払があった旨の通知を受けたら、電子債権記録機関は、当事者からの請求によらずに、遅滞なく、職権による支払等記録を行う仕組み（記録機関による同期的管理）が、法第62条及び第63条に設けられている。

また、電子記録債権が多様な用途に利用されることを勘案して、上記口座間送金決済以外の支払方法でも職権による支払等記録ができることも重要である。そこで、債権者側の取引銀行等が、電子債権記録機関から支払期日、金額、債務者及び債権者に係る情報の提供を受け、当該情報に係る入金事実を確認し、電子債権記録機関がその旨の通知を受けた場合に、電子債権記録機関は、遅滞なく、職権による支払等記録を行う仕組みが、電子記録債権法第65条に設けられており、例えば、ＡＴＭや銀行窓口を用いた現金振込みの場面に対応するものである。

上記事項については、電子債権記録機関の業務規程において定めるべき事項であり、

電子債権記録機関は少なくとも1つの仕組みを設ける必要がある。電子債権記録機関においては、当該仕組みが適正かつ健全に運営されるように、銀行等との適切な提携関係の締結、債務者／債権者と適切な契約の締結をはじめ、銀行等への情報提供、銀行等からの通知受付、職権による支払等記録等の業務の取扱いについて必要な態勢整備を図るなど適切な措置を講じることが必要である。

－2－2－4 その他

- (1) 電子債権記録機関が、例えば、手形における不渡制度のように、一定の条件（二度の債務不履行など）を満たした電子債権記録機関の利用者に対し、ペナルティ（一定期間の利用者停止処分など）を科すといった制度を設け、これを運用する場合、また、手形交換制度における異議申立提供金類似の制度を設ける場合には、公正性・中立性の確保や利用者保護に十分配慮した対応となっていることについて、電子債権記録機関自らが十分検証できるよう態勢整備を図ることが必要である。
- (2) 電子記録債権は、様々な事項の記録が可能で多様な金銭債権の代替となりうるものであるため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項柱書に特定電子記録債権の規定が設けられている。現時点においては、特定電子記録債権の要件は定められていないが、投資家保護のため電子記録債権に対し、有価証券規制を適用する必要性が高まった場合には、金融商品取引法の規制が及ぶよう機動的に対応することとなるため、業務規程の審査等を通じて電子記録債権の利用実態の把握に努めることも監督上重要である。

－2－3 利用者情報管理

－2－3－1 基本的考え方

電子債権記録機関は、債権記録及び当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報（以下、「債権記録等」という。）を法第55条（秘密保持義務）、法第60条（電子債権記録機関を利用する者の保護）、法第86条（債権記録等の保存）、法第87条（記録事項の開示）、法第88条（電子記録の請求に当たって提供された情報の開示）に抵触することのないよう、適切な情報の取扱いを確保するための措置を講じなければならない。

その他、個人情報取扱事業者に該当する電子債権記録機関においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に抵触することのないよう、適切な個人情報の取扱いを確保するための措置を講じなければならない。

－2－3－2 主な着眼点

- (1) 電子債権記録機関を利用する者（以下「利用者」という。）に関する情報の管理について、具体的な取扱い基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、

当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス（利用者に対する守秘義務、利用者保護、法第87条第2項に基づく同意など）及び利用者のレビューの影響に与える影響の観点から検討を行った上で取扱い基準を定めているか。

- (2) 債権記録等へのアクセス管理の徹底、内部関係者による債権記録等の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、営業所の統廃合等を行う際の債権記録等の漏洩等の防止などの対策を含め、債権記録等の管理が適切に行われているかを検証できる態勢となっているか。
- (3) 電子債権記録機関は、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、債権記録等の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を他者と共に用する場合に、電子債権記録機関自らの情報管理規程が遵守できるよう体制が整備されているか。
- (4) 業務委託や口座間送金決済等に係り、電子債権記録機関は銀行等その他事業者との情報授受を行うこととなるが、必要以上の情報の授受がないか、利益相反やビジネス上のコンフリクトが発生していないかについて、十分な検証の下、適切な取扱いがなされているか。
- (5) 電子債権記録業の適正かつ安定的な運営のため、附帯業における債権記録等の利用についても適切な情報の取扱いを実施するための対策を実施し、その検証ができる態勢になっているか。
- (6) 法第58条の規定に基づき、電子債権記録業の一部を委託することにより、債権記録等の取扱いを委託するケースも考えられることから、委託先企業に対する情報取扱いについても、電子債権記録機関同様適正な取扱いをするための対策を実施し、その検証ができる態勢になっているか。
- (7) 債権記録等の漏洩等が発生した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。
- (8) 法第86条各号に掲げる債権記録等の保存期間が経過するまでの間、債権記録等が確実に保存されるための適切な措置が講じられているか。また同期間が経過するまでの間に債権記録等が消去された場合、当該債権記録等の回復をするための必要な態勢整備が講じられているか。

例えば、

- 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。
- コンピュータシステムセンター等の安全対策（バックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。
- これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けていますか。
- (9) 電子債権記録機関の記録事項に関して法第87条及び第88条に規定する請求権者からの開示請求が行われた場合に、施行規則第43条から第46条に定める開示の方法等に則り適切に開示が行われるための必要な態勢整備が講じられているか。
- (10) 個人情報取扱事業者となる電子債権記録機関においては、個人である利用者に関する情報については、個人情報保護法、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」

という。) 等に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

保護ガイドライン第10条及び第11条の規定に基づく措置

実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置

- (11) 個人である利用者に関する保護ガイドライン第6条第1項に規定する機微(センシティブ)情報を、保護ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

－2－4 電子債権記録機関の業務範囲等

－2－4－1 基本的考え方

電子債権記録機関には、法第57条において兼業の禁止規制が課されているが、その趣旨は、電子債権記録機関が電子債権記録業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止すること等の点にある。

－2－4－2 「附帯業」の取扱い

電子記録債権が様々な形態で利用され、電子記録債権制度が幅広く活用されるためには、電子債権記録機関が単に電子債権記録業のみを行うのではなく、利用者利便やビジネスニーズ等に対応した業務を併せ行うことに利点があると考えられるため、電子債権記録機関は法第57条に定める「附帯する業務（以下「附帯業」という。）」を営むことが認められているが、電子債権記録機関が行う電子債権記録業以外の業務が、「附帯業」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第57条において兼業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。

- (1) 当該業務の規模が、電子債権記録業の規模に比して過大なものとなっていないか。
- (2) 附帯業の業績不振が、電子債権記録業の安定的な業務運営に悪影響を与えないか。
- (3) 当該業務について、電子債権記録業との機能的な親近性が認められるか。
- (4) 情報流用の抑止等の公正性・中立性の趣旨に適っているか。

－2－5 電子債権記録業の外部委託について

－2－5－1 基本的考え方

電子債権記録機関は、事務の外部委託を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、利用者保護及び経営の健全性を確保するため、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点で

あり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

なお、電子債権記録業に直接関係しない業務の委託、例えば事務所のメンテナンスや警備等については、主務大臣の承認の対象とはならない。

－2－5－2 主な着眼点

- (1) 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。
- (2) 外部委託している事務のリスク管理が十分に行えるような態勢を構築しているか。
- (3) 外部委託を行うことによって、検査や報告、記録の提出等監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- (4) 委託契約によっても電子債権記録機関と利用者との間の権利義務関係に変更がなく当該電子債権記録機関が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。
- (5) 委託先からの適時の報告など、委託業務について適確に把握できる態勢となっているか。
- (6) 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、電子債権記録機関において利用者利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。
- (7) 委託先における目的外使用の禁止も含めて利用者情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。
- (8) 委託先が、委託業務に関連した業務において、当局等から認可等を受けていたり、委託業務が、委託先の本業であって、相当の実績を有しているなど、社会的信用のある法人であるか。

－2－6 システムリスク

－2－6－1 意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い利用者や電子債権記録機関が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより利用者や電子債権記録機関が損失を被るリスクをいうが、例えば、多様なビジネスニーズを反映した他業との連携や電子債権記録機関の合併等によるシステム統合等に伴い、電子債権記録機関の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなる。システムが安全かつ安定的に稼動することは電子債権記録機関及び電子債権記録業に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

－2－6－2 主な着眼点

(1) システムリスクに対する認識等

システムリスクについて経営者をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、リスク管理の基本方針が策定されているか。

(2) システムリスク管理態勢

取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。

システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不斷に見直しを実施しているか。

(3) 安全対策

安全対策の基本方針が策定されているか。

定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

電子債権記録機関以外の者が占有管理する端末機やインターネット等を利用して電子記録の請求等をする場合に、コンピュータシステムの事故防止対策、不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、利用者のプライバシー保護対策が施されているか。

(4) システム監査

定期的にシステム監査を行っているか。

監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

システム監査の結果は、適切に経営者に報告されているか。

(5) 外部委託管理

システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。

特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

(6) データ管理態勢

データについて機密性等の確保のためデータ管理態勢を整備しているか。
データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。

(7) コンティンジェンシープラン

コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。
コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるものを根拠としているか。

(8) システム統合リスク

電子債権記録機関の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。

テスト体制を整備しているか。また、テスト計画は、客観的な基準が判断できるものを踏まえた、システム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

業務を外部委託する場合であっても、委託者自らが主体的に関与する体制を構築しているか。

システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。

不測の事態へ対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

(9) 障害発生時の対応

利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じているか。

障害が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。また、障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。

(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（金融情報システムセンター）などがある。

電子債権記録機関監督に係る事務処理上の留意点

－1 指定申請に係る事務処理

－1－1 指定の審査に当たっての留意点

電子債権記録業の指定の審査に際しては、以下に掲げる留意事項のほか、法、施行令、施行規則及び本ガイドラインにおいて示されている電子債権記録機関としての業務遂行能力等が備わっているかについて着目して審査するものとする。

－1－2 人的構成に関する審査

法第51条第1項第7号に掲げる指定基準に照らした電子記録債権業務の指定審査の着眼点については、下記のとおりとする。

- (1) 電子債権記録法等の関連諸規制やガイドラインの内容を理解し、実行するに足る知識・経験、その他電子債権記録機関の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有した役職員が十分確保され、組織として機能すること。
- (2) 法令等が遵守されるために、内部管理の責任者が適正に配置されていること。
- (3) 電子記録債権の市場を巡る環境変化等に対し、電子債権記録業を適正かつ確実に運営するに十分な業務規程の改正等の対応能力を有すること。

－2 行政処分を行う際の留意点

－2－1 行政処分の基準

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第74条に基づく業務改善命令、②法第75条第1項に基づく指定の取消し、③法第75条第1項に基づく業務停止命令、④法第75条第1項に基づく取締役等の解任命令、⑤法第76条第1項に基づく業務移転命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 法第73条第1項に基づく報告徴収命令

オンラインの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、事故報告書など）を通じて、法令等遵守態勢、業務運営態勢等に問題があると認められる場合においては、法第73条第1項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることする。

報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第73条第1項に基づき、追加報告を求ることとする。

(2) 法第73条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、電子債権記録機関の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（1）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

必要があれば、法第73条第1項に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 法第74条に基づく業務改善命令、第75条第1項に基づく指定の取消し、業務停止命令、取締役等の解任命令

検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を

含む。)を検証した結果、電子債権記録機関の利用者等の利益の保護に関し重大な問題が認められる場合等においては、以下①から③に掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを電子債権記録機関の自主性に委ねることが適當かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適當かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。

当該行為の重大性・悪質性

イ. 公益侵害の程度

電子債権記録機関が、電子記録債権制度に対する信頼性を大きく損なうなど公益を著しく侵害していないか。

ロ. 被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

ハ. 行為自体の悪質性

二. 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

ホ. 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

ヘ. 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

ト. 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

チ. 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

イ. 経営陣の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

ロ. 内部監査体制は十分か、また適切に機能しているか。

ハ. コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

二. 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

軽減事由

以上①及び②の他に、行政による対応に先行して、電子債権記録機関が自主的に電子債権記録機関の利用者等の利益の保護のために所要の対応に取り組んでいる等、といった軽減事由があるか。

(4) 標準処理期間

法第74条又は第75条第1項の規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、原則として上記(1)の報告書を受理したときから、概ね2か月以内を目途に行うものとする。

(注1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

複数回にわたって法第73条第1項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

(5) 法第76条第1項に基づく業務移転命令

電子債権記録機関について、法第76条第1項各号に掲げる事由に該当することが判明した際には、円滑な業務の移転の観点に配慮しつつ、速やかに業務移転命令を発出するものとする。

－2－2 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

業務改善命令、指定の取消し命令、業務停止命令、取締役等の解任命令又は業務移転命令の不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施すること。

また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。

(2) 行政不服審査法との関係

報告徴収命令、業務改善命令、指定の取消し命令、業務停止命令、取締役等の解任命令又は業務移転命令を発出する処分をしようとする場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴収命令、業務改善命令、指定の取消し命令、業務停止命令、取締役等の解

任命令又は業務移転命令を発出する処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

－2－3 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、電子債権記録機関からの求めに応じ、監督当局と電子債権記録機関との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

法第73条第1項に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した電子債権記録機関から、監督当局の幹部と当該電子債権記録機関の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該電子債権記録機関に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

(注) 電子債権記録機関からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第73条第1項に基づく報告書を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

－2－4 不利益処分の公表に関する考え方

(1) 法第75条第2項の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を記載するものとする。

商号

代表者の氏名

所在地

指定番号

指定年月日

処分の年月日

処分の内容

(2) 上記(1)以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行為規範）」の「I－5. 透明性」に規定された考え方によることに留意する。

すなわち、業務改善命令等の不利益処分については、他の電子債権記録機関における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により対象電子債権記録機関の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。